

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、救急医療及び急性期医療を軸とした地域の中核的な医療機関として、医療の提供、医療に関する研究、研修等を行うとともに、他の医療機関、教育機関、行政機関等と連携し、地域における医療水準の向上と住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、東金市及び九十九里町とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所は、東金市丘山台三丁目6番地2に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員の数)

第7条 法人に役員として、理事長1人、理事8人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、法人の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、東金市長及び九十九里町長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、東金市長及び九十九里町長が協議のうえ、東金市長が任命する。

(理事長以外の役員任命)

第10条 理事は、理事長が任命する。

2 監事は、東金市長及び九十九里町長が協議のうえ、東金市長が任命する。

(役員任期)

第11条 理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。

3 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 理事長は、理事の半数以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議事を経なければならない。

(1) 法に基づき設立団体の長の認可、承認等を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

(理事会の運営)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(病院の設置)

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
東千葉メディカルセンター	東金市丘山台三丁目6番地2

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療の提供に関すること。

(2) 医療に関する調査及び研究に関すること。

- (3) 医療従事者の研修に関すること。
- (4) 医療に関する地域との連携に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 病院施設の整備、人材の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

(資本金)

第20条 法人の資本金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 金銭 1,000万円(出資の額は、東金市が736万円、九十九里町が264万円とする。)

(2) 金銭以外のもの 別表に掲げるものとし、当該資本金の額は、出資の日における時価を基準として東金市及び九十九里町が評価した価額とする。

2 東金市及び九十九里町が、必要があると認め予算で定める金額の範囲内において、法人に追加して出資した場合、法人は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は東金市及び九十九里町に帰属する。

2 残余財産の分割については、東金市及び九十九里町が協議のうえ決定する。

(委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成24年3月23日)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成26年1月31日)

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日)

1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

2 この定款の施行の日以後最初に理事長として任命される者の任期は、地方独立行政法

人東金九十九里地域医療センター定款第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 34 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日）

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

別表（第 20 条第 1 項第 2 号関係）

種類	数量
地域医療センター基本設計図書	一式
地域医療センター建築敷地地質調査報告書	一式

注 出資の割合は、東金市が 73.6%、九十九里町が 26.4%とする。